

消 防 予 第 3 3 5 号
消 防 大 第 1 7 8 号
平 成 2 8 年 1 1 月 1 8 日

都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
消 防 大 学 校 副 校 長
(公 印 省 略)

「査察業務マネジメントコース」の新設に係る受講資格の要件等について

近年、火災危険性の高い小規模な防火対象物が増加するなど、社会構造の複雑・多様化等が進行しており、これに対応した予防行政の充実を図っていく必要があります。

特に、平成 32 年 4 月までの間に、違反對象物の公表制度が全国的に開始される見込みであり、重大な消防法令違反の内容に関する防火対象物の利用者への情報公開が進む一方で、違反是正に向けた消防の責任を確実に果たすことが一層求められるようになることから、違反是正に軸足を置き、査察業務を進めることができる人材の確保が喫緊の課題となっています。

また、近い将来、人口減少及び高齢化がかつてないスピードで進行することが想定されており、消防体制を支える人員確保に課題が生じてくるものと考えられますが、とりわけ、違反処理業務及びこれに関連する査察業務については、高度かつ専門的な知識を必要とする業務であり、人材確保が困難となるおそれがあるため、中長期的視座に立ち人材を育成していくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、消防大学校の実務講習として新たに「査察業務マネジメントコース」を設けることとしました。平成 29 年度は、消防本部において把握している重大違反を有する防火対象物（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置義務がある防火対象物であって、これらの設備が、設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの）の対応を着実に進めることを主眼として実施するため、受講資格の要件及び留意事項等を下記のとおりとしています。

貴職におかれましては、受講資格の要件等にご注意いただくとともに、貴都道府県内の消防本部にこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 平成 29 年度の「査察業務マネジメントコース」に係る受講資格の要件

消防本部の予防業務を所管する課室で、違反処理を始めとする査察業務全般を主管する係長以上の職にある者

2 平成 29 年度の「査察業務マネジメントコース」の受講に係る留意事項

本コースは消防本部における重大違反を是正させることを主眼としていることから、重大違反が未是正となっている消防本部は積極的な受講の検討が望ましいこと。

※本コースにおける重大違反とは防火対象物の固定設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備）の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるものとする。

3 その他

受講希望者が定員を超えた際は、最近の消防大学校予防科への入校状況及び平成 28 年度防火対象物実態等調査で報告された第 33 表「重大違反對象物の設置状況等調査表（平成 28 年 5 月 17 日付け、消防予第 166 号参照）」等を踏まえ消防本部を選考する。

【防火対象物の重大違反に関すること】

消防庁予防課 企画調整係

担当：千葉違反処理対策官、桐原係長、庄司総務事務官

電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

【受講に関すること】

消防庁消防大学校教務部

担当：鈴木教授、久富総務事務官

電話：0422-46-1712 FAX：0422-46-1988